

21 防衛庁(特区第10次 最終回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	提案事項管理番号	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
210010	自衛隊基地内売店業務の民間委託に関する業務の改善	防衛庁共済組合委託事業管理事務取扱細則	防衛庁共済組合においては、委託事業に係る規定について、「国家公務員共済組合が国有財産を使用し、業者に福祉事業の経営を委託して行わしめる場合の取扱要領の一部改正について(平成16年2月13日付財計第315号)」に基づき、平成16年度に防衛庁共済組合委託事業管理事務取扱細則(平成9年事務取扱細則第24号)を、次のように改正したところである。 第5条の2 委託業者予定者を選定するに当たっては、透明性及び公平性の確保の観点から競争入札によるものとし、これにより難しい場合には、極力公募による企画競争に付して行うよう努めるものとする。 第7条第3項 支部長は、委託業者との契約締結後5年以内(契約締結が年度中途である場合には、契約年月日から4年を経過する日の属する年度の3月末日までとする。)の適宜の時期に委託業者の見直しを実施するものとする。	①自衛隊基地内売店業務の民間委託の際に実施する入札について幅広く参加の機会が与えられるよう周知徹底する。 ②民間委託契約更新時の入札情報公示を広く一般に周知し、透明性を向上させる。	入札制度の改善を行い、自衛隊基地内売店の民間委託を促進することにより、提供サービスの品質を向上させ、隊員の生活の質の向上を図る。加えて、民間ノウハウによる業務の効率化を促進し、基地関連費用の低減に貢献する。また、民間委託の増加と新規参入によって、基地所在地の経済を活性化させる。	全国各地の自衛隊基地内には、基地内で大半の生活をおくる隊員のために、各種商品を扱う売店が設置されており、相当の売上規模となっている。しかし、民間委託が実施されているもののこれまで1回しか入札が行われておらず、しかも、自動更新で特定企業の独占状態が続いている。現状の入札制度では、民間委託の真の効果が発揮できていない。入札制度の改善により、入札参加企業を増やし、競争させることで、さらなるサービスの向上、業務効率化を促進する。また、民間企業の参入が促進されることで基地所在地の経済が活性化され、地域への貢献が見込まれる。	D	一	防衛庁共済組合においては、国家公務員共済組合法第98条第1項第6号の規定に基づき、多数の隊員(組合員)が生活拠点となっている全国の駐屯地等(238支部)において、組合員に対する生活必需物資の供給に係る物資事業を実施しているところである。 物資事業のうち、理容、クリーニング、食堂等の直接経営することが困難であり、又は業者にその経営を委託して行わせることが組合及び組合員にとって有利であると認められるものについて、経営を業者に委託し管理運営しており、全国で1,686店舗(平成18年10月1日現在)となっている。 また、委託業者の公募については、駐屯地等内はもとより、近隣駐屯地等、市役所等の公的機関、地元商工会議所等の関係団体掲示板への公告の掲示、又は広報誌への掲載等により周知しており、平成16年の委託事業管理事務取扱細則改正以降、平成18年10月末現在の間において、新規委託業者の選定に当たり上記規定を踏まえ公募を実施した結果、88店舗の新規参入があったところである。 なお、防衛庁共済組合のホームページにおいて委託業者の公募に係る制度の紹介をするとともに、駐屯地等でホームページを開設している場合は委託業者の公募に際して活用するなど、広く周知を図っていくこととする。	1109260	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	防衛庁